

令和5年度 松本市差別撤廃人権擁護審議会 会議録

- 1 開催日時 令和6年2月7日(水)午後1時30分～3時00分
- 2 開催場所 Mウイング3階 3-2会議室
- 3 出席委員 井野根栄雄委員、奥原二美人委員、勝野おき江委員(オンライン)、櫻井貞文委員、下村純委員、砂山誠委員、高木守委員、高木美好委員、田中英子委員、戸田竹廣委員、平谷哲治委員、松山紘子委員、柳澤秀信委員
- 4 欠席委員 石坂清子委員、上條祐史委員、佐々木保好委員、高野毅委員、布野竹二委員
- 5 事務局 副市長(嵯峨宏一)、生涯学習課長(石川善啓)、生涯学習課長補佐(中村安弘)、学校教育課主事(中村武史)、人権共生課長(奥原恵子)、人権共生課課長補佐(山本修平)
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 変更委員の紹介
 - (4) 議事
 - ア 差別をなくし多様性を認め合うまちまつもと条例の制定について
 - イ 松本市人権関連施策について
(令和4年度事業実績及び令和5年度事業計画・実績)
 - ウ (仮称)松本市犯罪被害者等支援条例(骨子案)について
 - (5) 閉会
- 7 会議の要旨
 - 議事ア 条例改正の経過、特徴について事務局から説明
 - 議事イ 松本市人権関連施策について事務局から説明
 - 議事ウ 犯罪被害者等支援の趣旨や目的について説明後、条例骨子案について質疑応答、意見交換

○ 議事 1

<議長>

議事 1 「差別をなくし多様性を認め合うまつもと条例」について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

資料 1 について、条例の制定経過、特徴を説明

<議長>

継続の委員の皆様には本当に昨年 2 回にわたりまして、活発なご意見いただきましてありがとうございました。

おかげさまでこのような条例が制定されたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議事 2

<議長>

次の議事に入らせていただきます。

それでは議事の 2 松本市の人権関連施策について事務局から説明をお願いします。

<事務局>

資料 2 について説明

事前質問のあった「人権を考える市民の集い」について、令和 6 年度の事業方針を報告

<会長>

説明ありがとうございました。ただいま、関連事業についての説明がございましたが、何か質問、ご意見等ございますでしょうか。

なければ私の方から、条例を改正した趣旨の中に、サービスが多様化しているということと、インターネットを使った誹謗中傷の差別、というのがあるということが、これを作った大きな要因になっているんですけど、施行から 1 年経ちますけれど、そういった何か、事例といいますか具体的なものがあるのか、また、そういった場合の窓口を設置するような対応ができているのかどうかそんなことをお知らせいただきたいと思います。

<事務局>

差別事案の内容ごとに窓口が分かれていることや事例は把握できていないことを説明。現時点ではインターネット上の差別に特化した窓口は設けておらず、個別の案件ごとに法務局等と協議しながら対応していることを報告

<議長>

ありがとうございました。

今説明のあった関連施策を拝見すれば、ほとんどが意識の向上を図るための施策というような形ですよね。

今、事務局から説明ありましたが市として、お困りの方たちの交通整理といいますか、その辺まで務めていただければありがたいと思います。

○ 議事3

<議長>

議事の3、松本市犯罪被害者等支援条例の骨子案について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

資料4-1、2、3について、犯罪被害者等支援条例制定の目的、内容、条例骨子案、スケジュール等について説明

<議長>

ただいま犯罪被害者等支援条例の制定の目的趣旨、骨子案について説明がございましたが、何かご質問はございますか。

私も含めて初めてこの中身について、説明を受けたということでございますが、今回のこの骨子案の提案については、諮問を受けるという形ではないので、ざっくばらんにご意見をいただければと思います。

<委員>

4-3の差し替えの資料の6の県制度等の比較ですが、これは県にこういう制度があって松本市がプラスでこういうことをしようという、足し算の考え方ですか。

<事務局>

見舞金については合算して給付されること、県の制度で賄えない部分を補填していきたい考えであることを説明

<議長>

他いかがでしょうか。

<委員>

度々すいません。国の支援があって県の支援があって市の支援があって、中身も救済の部分とか、回復のためのことなどがありましたが、全体をコーディネートするような受け口的なもの、機関はありますか。

<事務局>

現状では市に調整機関がないこと、人権共生課にそのような機能を設置していく考えであることを説明

<議長>

犯罪自体の発生は、条例制定以前で日常生活に支障が生じたのがこの条例施行日以降だというケースも考えられますよね。今まで見えてない部分の救済はどうなりますか。

<事務局>

支援対象は要綱で定めていくことを説明

<議長>

今後のスケジュールや、他の資料の部分まで説明いただいて、また、もしその中で質疑等、ご意見ありましたら伺いたいと思いますので説明を先に進めさせていただきたいと思います。

<事務局>

資料4-4、5について、条例制定スケジュールなどを説明

<議長>

支援条例に関して、説明をお聞きになった中で、ご意見質問のある方はどうぞ。

<委員>

一つお聞きしたいことがあるのですが、先ほどの説明の中で、今後、要綱を制定していくというお話をいただいているんですが、条例がないと、犯罪被害者支援ができる、できないかという、多分そうではなくて、きちんとした政策があればいいと思うんです。条例があるというのは、多分、犯罪被害を受けるか受けないかということに関わらず、いざというとき支えてもらえるという住民の安心に繋がっていくのかと思うんですが、さらにそれをもっと具体的に担保するものとして、どんな政策があるのかということがわかるといいかと思うんです。条例を今の骨子の案だけ見ていると、具体的に何があるのかというところがよくわからない。県条例では、計画を立てるというようなこととか、計画立てたものについては公表してどんな政策がありますよということを示していくんですが、松本市では具体的な政策というものをどうやって立案して、市民の皆さんにお伝えしていくのか、そのお考えがあれば教えていただきたいと思います。

<事務局>

政策の立案については、既存制度で活用可能なものはそのまま使い、不足するものを補いたい方針であることや、市民への周知は、ホームページの活用などを考えており、計画の策定は予定していないことを説明

<委員>

計画を立てるということが必要とは思いませんが、どういう政策があるのかということ、市民の皆さんにどう伝えていくのか、その伝え方一つで、市民の皆さんの安心というところが変わってくるのかと思います。

その辺、またうまく、工夫をしていただければありがたいかなというふうに考えておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

<議長>

貴重なご意見ありがとうございます。他いかがでしょう。

<委員>

塩尻で県議が起こした事件では、ご家族奥様がお亡くなりになりまして、そこに中学生がいましたよね。私の考えでは、子どもにしてみれば本当に犯罪被害者になるんじゃないかなと思います。

思春期でありなの時期でありながら、多感なときに、お父さんがあんなことをして、学校にはいられないような状況になっているかと思います。加害者家族ということにもなるんですけども、やはりこれは、あくまでも被害を受けた方ということになりますか。

<事務局>

支援対象者は要綱で定めていくことや、支援制度の対象とならない場合でも学校教育への復帰に向けた支援などは地方自治体として必要な取組みと考えていることを説明

<委員>

犯罪を起こした者には国選弁護人がついて守られます。それに対してご家族の方たちは、当然世間から冷たい目で見られて、さらに今の言った子どもたちが被害を受けることになると思います。

ぜひ、支援の場が当然必要かと思しますのでそこを十分考えていただいて、できましたら、よろしくお願いしたいと思います。

以上